

## 学校いじめ防止基本方針（鳴滝高等学校・定時制昼間部）

### 1 目指す子ども像

本校には、小学校や中学校時代に不登校やいじめの被害にあった生徒が多く入学してくる。このような生徒を含め全ての生徒が安心して学び、学校生活を送ることのできる環境をつくるために、お互いの気持ちを大事にし「共に生きる」生徒を育てることを目指す。あわせて、「強くひたむきに」何事も真摯に取り組み、卒業後は強い気持ちを持ち新しい進路へ巣立っていける生徒を育てていく。

### 2 いじめ対策委員会について

(1) 構成員・・・校長が招集し、会を主催する。

教頭、生徒支援主任、カウンセラー、生徒指導主事、生徒会指導主任、教務主任、進路指導主事、保健主事、養護教諭、学年次主任、特別支援教育 CO、特別支援教育支援補助員、SC、SSW、（事案により関係担任）

(2) 年間計画

年度初めと年度末には定期的開催（生徒情報交換会等と兼ねてもよい）。その際、年度計画とその年の反省を行う。また各種調査や生徒・保護者の相談を受けて必要に応じて随時開催し、取り組みに修正を加える。主幹は生徒支援部とする。

(3) 生徒の相談窓口

生徒が最も相談しやすい職員を窓口とする。担任、学年次主任、生徒支援部主任の他に、SC・SSW や図書館司書等も含む。また保護者からの相談も電話等で受け付ける。これらの学校相談窓口とあわせて、24時間いじめ相談ダイヤルなどの学校以外の相談機関も、周知・広報する。

### 3 PTA 及び関係機関等との連携について

(1) PTA 理事会、総会などで携帯電話のマナーについて取り上げる。

(2) 保護者による学校評価の際に、保護者から感想や意見・気づきも寄せてもらう。年度末には体罰調査も行う。

(3) 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言をいただく。また外部講師を含めて、いじめ問題についての研修を計画する。

### 4 いじめの防止について

(1) LHR や集会を通じて、日ごろから相手を思いやりいのちを大切にすることを心掛ける。

(2) 生徒、職員、保護者対象の、情報モラルや携帯電話の安全な使用についての研修を、PTA総会時に行う。

(3) 5月の「いじめ根絶集会」等で、生徒自身がいじめを考える機会を設ける。併

せて、5月に校内公開授業週間を設定する。

- (4) 学校としての日ごろの取り組みが、過度な競争にならないように心掛ける。
- (5) 分かりやすい授業、全ての生徒が参加・活躍できる授業を心掛け、生徒が自信をもって社会に巣立っていけるように育てる。
- (6) 地域清掃活動や、2年次のインターンシップ・修学旅行の班別活動等、社会体験・生活体験の機会を計画的に設ける。
- (7) 在学中にDV防止や人権同和の講演を聞くことができるよう計画する。

## 5 いじめの早期発見

- (1) 担任・授業担当者・養護教諭は生徒を日ごろから観察し、気になる生徒には面談を行う。4月の個人面談・7月の三者面談・11月の進路面談を十分に活用する。そして日頃から、生徒はもちろん保護者との信頼関係を構築しておく。
- (2) 年間5回実施する生活アンケートを活用して、早期発見を心掛ける。
- (3) 学年会や生徒情報交換会等は言うまでもなく、日常的に職員間で生徒の情報交換を頻繁に行う。それぞれの生徒についての情報は、入学以来卒業まで個人シート等に集約し共有化を図る。

## 6 いじめに対する措置について

- (1) 加害者、被害者それぞれの人格の成長と問題の再発防止を主眼とし、加害者・被害者・いじめを見ていた生徒への調査・指導を行う。その際、プライバシーの保護等の教育的配慮を十分に施した上で、慎重に事例に対処する。
- (2) いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること。被害生徒が心身の苦痛を感じていないことをもって いじめが解消していると判断する。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず長期の期間を設定する。
- (3) 重大事態が発生した際は、教育委員会作成の基本方針をもとに対応する。認知した場合、その事実とその後の調査結果は、県教委へ報告する。その調査の際は、被害生徒や保護者へ情報提供をする場合があるということをあらかじめ説明しておく。

- ・平成26年3月 作成
- ・平成29年4月 改訂
- ・平成30年4月 改訂
- ・平成31年4月 改訂
- ・令和4年4月 改訂